

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和6年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託（令和6年度分）	10,478,600		10,478,600	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和6年04月01日	（単価契約）定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）の委託	予定総額 30,514,493		30,514,493	消防局総務部人事課	一般財団法人 京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和6年04月01日	（単価契約）電力の供給（京都市消防局本部庁舎）	予定総額 53,197,923		53,197,923	消防局総務部施設課	関西電力株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
004	令和6年04月01日	（単価契約）電力の供給（左京消防署他4施設）	予定総額 30,865,408		30,865,408	消防局総務部施設課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和6年04月01日	消防車両車載端末装置保守業務委託（令和6年度）	18,290,800		18,290,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和6年04月01日	消防業務システム保守業務委託（令和6年度）	21,249,481		21,249,481	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和6年04月01日	消防指令システム保守業務委託（令和6年度）	96,030,000		96,030,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	政令第11条第1項第1号	物品			
008	令和6年04月01日	多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和6年度）	23,713,800		23,713,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和6年04月01日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和6年度）	45,650,000		45,650,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
010	令和6年04月01日	ヘリコプターテレビ電送システム保守業務委託	6,292,000		6,292,000	消防局警防部情報指令課	NEC ネットエスアイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和6年04月01日	救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約	52,382,000		52,382,000	消防局警防部救急課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和6年04月26日	京都市消防活動総合センター情報通信システム移設撤去等業務委託	27,500,000		27,500,000	消防局警防部情報指令課	NEC ネットエスアイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和6年06月06日	大型はしご自動車分解点検（向島第2消防隊 京都800は1039）	28,894,580		28,894,580	消防局警防部警防課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和6年06月10日	消防指令システム機器部品一式	19,395,090		19,395,090	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和6年06月12日	回転翼航空機（JA02FD：あたご）耐空証明検査前整備	78,331,000		78,331,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和6年06月14日	小塩山無線中継所非常用電源設備等更新業務委託	28,930,000		28,930,000	消防局警防部情報指令課	NEC ネットエスアイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和6年07月16日	回転翼航空機（JA02FD：あたご）耐空証明検査前整備における追加整備について	8,338,000		8,338,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和6年07月17日	救急救命士養成事業の委託	17,840,900		17,840,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和6年08月02日	京都市上京消防署整備工事ただし、自動火災報知設備改修工事	6,270,000		6,270,000	消防局総務部施設課	ホーチキ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
020	令和6年08月13日	回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備	64,656,900		64,656,900	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和6年09月17日	京都市西京消防署整備工事ただし、給油設備改修工事	6,325,000		6,325,000	消防局総務部施設課	株式会社トミナガ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防局人事給与システム保守管理委託（令和6年度分）
- 2 担当所属名
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム
（代表幹事）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,478,600円
- 7 契約内容
人事給与パッケージシステム（システム機器及びソフトウェア）の保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 定期健康診断 (雇入時健康診断を含む。) の委託について

2 担当所属名

消防局総務部人事課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京北壺井町67番地 一般財団法人 京都工場保健会

6 契約金額 (税込み)

(予定総額) 30,514,493円

7 契約内容

労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に、日常の健康管理をはじめ、消防業務の特性から発生する突発的な健康障害に即応できる体制を構築するため、同一の健診機関が業務を実施することで、全ての健診情報を連携させ、当局の安全衛生体制を総合的に推進する必要がある。

職員の更なる「こころと身体の健康」の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイディアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で効率的な職場の安全衛生を推進していくためには、識見やアイディアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である「競争入札」には適さない。そのうえ、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較する「プロポーザル」や、企画した成果物の良否を比較検討する「コンペ」については、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、「プロポーザル」や「コンペ」の方法で選任することもなじまない。

以上から、消防業務を熟知した産業医指示の下、その要求に的確及び即時に連携対応できる産業医所属の上記健診機関と随意契約するもの。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医として宮川昌也氏、その補佐として岡本昭夫氏及び寺坂紗稀氏を選任し、健診機関として上記医師が所属する（一財）京都工場保健会を選定する。

(1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、凄惨な災害現場活動により受ける惨事ストレスの対策が特に必要となる。惨事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ宮川医師のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて消防業務の特性など必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、惨事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

ア 惨事ストレスに必要な情報等

惨事ストレス対応のカウンセリングは対象者の勤務実態、健康状況、ストレスの原因となる災害現場活動について、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できない。

そのため、消防業務をよく理解し、惨事ストレス対策を行うことが重要となる。

イ 惨事ストレス対策の可能な医師が希少であること

惨事ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について模索を続けているのが実情である。

ウ 選任する医師の能力等

宮川医師は、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、惨事ストレス対策に必要な情報等を有しており、当局の定期健康診断の結果に基づく意見やストレスチェックの実施、長時間勤務職員に対する面接指導や惨事ストレス対策等を実施している。

近年においては、伏見区で発生した大規模火災（京都アニメーション）に出動した隊員に対して、惨事ストレス対策に基づく面談等を実施している。

岡本医師は、日本産業衛生学会専門医及び公益社団法人日本作業環境測定協会からオキュペイショナルハイジニストとして認定され、事業所でのリスクアセスメント及びその結果に基づくリスクマネジメントを支援することができる専門家として活躍されている。多くの事業所で、惨事ストレス対策をはじめとした職員に対する講話等を実施している。

寺坂医師は、社会医学系専門医として、事業所における定期健康診断の結果に対する意見や長時間勤務職員等に対する面接指導を実施している。

エ 他の産業医との比較

健診機関は、出勤等を考慮し、勤務時間中に健診を実施するため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中に同等の情報を有する者はない。健診機関に属さない産業医についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はいない。

(2) 健診機関の選定理由

健診機関については、消防業務の特性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に当局の安全衛生に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する（一財）京都工場保健会は次のとおり、健診機関として健診体制においても選定すべき理由がある。

ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急・救助現場においては常に危険にさらされている。そのため、突発

的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するために必要となる過去の健診情報が管理されていることやP T S D対策等の心身症対策を実施できることが条件となるが、(一財) 京都工場保健会はこれらの条件を全て満たしている。

イ 機動性及び職員の利便性

当局は市内各所に多数の職員を抱えており、災害出動に備えるため、各消防署等へ巡回健診(年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上)によって健康診断を実施しており、一定の期間内に実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、感染症対策や惨事ストレス対策を即時に行うことがあることから、市内に各種健康障害に対応できる診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは(一財) 京都工場保健会のみである。

ウ 良好な精度管理

(一財) 京都工場保健会は、公益財団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、(一財) 京都工場保健会を含む4施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、(一財) 京都工場保健会は極めて高い評価を受けている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）電力の供給（京都市消防局本部庁舎）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）53,197,923円
- 7 契約内容
京都市消防局本部庁舎に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特殊な技術に係る物品等で調達の手続きの特例が定められているため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）電力の供給（左京消防署他4施設）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）30,865,408円
- 7 契約内容
左京消防署他4施設に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特殊な技術に係る物品等で調達の手続きの特例が定められているため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防車両車載端末装置保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,290,800円
- 7 契約内容
車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防車両車載端末装置とは、消防車両（ポンプ車、はしご車、救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており、消防指令システムからの出動司令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には、災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され、迅速な現場到着及び災害対応、病院搬送のために最も重要となる装置の一つである。
本件は、消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。
当該システムは日本電気株式会社が開発しており、そのハードウェア及び制御プログラム等については、排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、契約の相手方が特定されている。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務システム保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
21,249,481円
- 7 契約内容
システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検、障害発生時における障害発生要因の調査、システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、現在運用中の消防業務システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする専門的な知識、技術等が必要である。
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは株式会社D T S W E S Tが、本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる知識及び技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知している株式会社D T S W E S Tのみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防指令システム保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
96,030,000円
- 7 契約内容
消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼働を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。
本委託業務については、現在稼働中の消防指令システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは平成24年度に株式会社日立製作所と契約し、京都市の地理特性等を踏まえた本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,713,800円
- 7 契約内容
多重無線回線の機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務については、現在稼働中の多重無線回線ネットワークの運用に支障を生じさせず、ネットワークの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,650,000円
- 7 契約内容
消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務については、現在稼働中の消防救急デジタル無線システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能にする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業については、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ヘリコプターテレビ電送システム保守業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
NECネットエスアイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 292, 000円
- 7 契約内容
ヘリコプターテレビ電送システムのハードウェア及びソフトウェアの点検並びに障害発生時の応急対応の業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
比叡山無線中継所に設置しているヘリコプターテレビ電送システム受信基地局は、ヘリコプターから電送される信号を自動的に追尾し受信し、災害現場の状況を、通信衛星ネットワーク等を活用し、当局はもとより、内閣府（官邸）、総務省消防庁、京都府及び他都市の消防本部にも配信する基幹設備である。本保守業務を遂行するには、受信機等の各機器の分解及び調整が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。
当該システムは日本電気株式会社が開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、一般には開示されない。令和5年4月1日より、ヘリコプターテレビシステム事業がグループ会社のNECネットエスアイ株式会社に業務移管され、その技術や情報は当該業者のみが所有することとなった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約
- 2 担当所属名
消防局警防部救急課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
52,382,000円
- 7 契約内容
救急救命士等に対する特定行為の指示を行う医師を1年間確保するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現場活動を行う救急救命士等が、心肺停止等の傷病者に対する特定行為（処置）を行う際、医師から具体的な指示を受ける必要がある。また、迅速な活動を要する現場活動について、早期に指示を受けることができる体制が確立していることも求められる。救急業務に精通した医師を24時間365日確保し、持続的に派遣することが可能であるのは当該相手方のみであるため契約を締結。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の記載に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市消防活動総合センター情報通信システム移設撤去等業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年4月26日
- 4 履行期間
令和6年4月26日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,500,000円
- 7 契約内容
京都市消防活動総合センター本館棟に設置の情報通信システム機器等について、令和6年中に開始する京都府南部消防指令センター整備に必要な移設、撤去等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防活動総合センターの本館棟4階には、大規模災害時に緊急消防援助隊の受援施設として運用するため、基幹ネットワーク（多重無線設備）を介して京都市の災害映像等の様々な情報を集約するための情報通信システムが整備されている。令和6年から京都府南部消防指令センターを本館棟4階に整備することになったため、その整備に先立ち、本業務委託において既設設備の移設及び撤去を実施するものである。
既存システムの運用に影響を与えることなく該当設備の移設及び撤去を実施するためには、本システムを構築したNECネットエスアイ株式会社の技術情報が必要である。また、基幹ネットワークを構成する多重無線設備の接続情報等の技術情報が必要となるが、多重無線設備は日本電気株式会社が設計、開発及び製造したものであり、設計図書、接続情報等は、系列会社であるNECネットエスアイ株式会社のみで共有されており、一般には開示されていない。
よって、既存システムの運用に影響を与えることなく該当設備の移設及び撤去ができるのは、本システム構築会社のNECネットエスアイ株式会社のみであり、当該業者に履行可能な業者が限定されることから、同社を選定するもの。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型はしご自動車分解点検（向島第2消防隊 京都800は1039）
- 2 担当所属名
消防局警防部警防課
- 3 契約締結日
令和6年6月6日
- 4 履行期間
令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタテクノス
- 6 契約金額（税込み）
28,894,580円
- 7 契約内容
大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定の設計業者にしか実施できないもの。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該車両を設計製造した業者のメンテナンス部門である株式会社モリタテクノスにしか分解点検を実施できないため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防指令システム機器部品一式
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年6月10日
- 4 履行期間
令和6年6月10日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
19,395,090円
- 7 契約内容
令和6年度以降にメーカー保守期限を迎える消防指令システム機器のうち、指令制御装置と重要サーバ類の予備部品を購入し、システム障害発生時に迅速に修理対応を行う体制を整えるものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。
本契約で購入する部品は、当該システムの中核である指令制御装置及び重要サーバ類の交換用であり、各装置のメーカー保守期限満了後のシステム障害に備えるためのものである。また、各部品は、システムの仕様、構成を熟知した作業員が必要な設定を行い、適切な手順で交換が実施されなければシステムの正常な可動に支障をきたすおそれがあるため、交換作業はシステムの保守委託業務の一環で行われる。
当該システムは平成24年度に株式会社日立製作所と契約し、京都市の地理特性等を踏まえた本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年6月12日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
78,331,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小塩山無線中継所非常用電源設備等更新業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和6年6月14日
- 4 履行期間
令和6年6月14日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,930,000円
- 7 契約内容
京都市消防活動総合センター本館棟に設置の情報通信システム機器等について、令和6年中に開始する京都府南部消防指令センター整備に必要な移設、撤去等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防活動総合センターの本館棟4階には、大規模災害時に緊急消防援助隊の受援施設として運用するため、基幹ネットワーク（多重無線設備）を介して京都市の災害映像等の様々な情報を集約するための情報通信システムが整備されている。令和6年から京都府南部消防指令センターを本館棟4階に整備することになったため、その整備に先立ち、本業務委託において既設設備の移設及び撤去を実施するものである。
既存システムの運用に影響を与えることなく該当設備の移設及び撤去を実施するためには、本システムを構築したNECネットエスアイ株式会社の技術情報が必要である。また、基幹ネットワークを構成する多重無線設備の接続情報等の技術情報が必要となるが、多重無線設備は日本電気株式会社が設計、開発及び製造したものであり、設計図書、接続情報等は、系列会社であるNECネットエスアイ株式会社のみで共有されており、一般には開示されていない。
よって、既存システムの運用に影響を与えることなく該当設備の移設及び撤去ができるのは、本システム構築会社のNECネットエスアイ株式会社のみであり、当該業者に履行可能な業者が限定されることから、同社を選定するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備における追加整備について
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年7月16日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8, 338, 000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備における追加整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日
令和6年7月17日
- 4 履行期間
令和6年8月19日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
17,840,900円
- 7 契約内容
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義、臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上京消防署整備工事ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年8月2日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から5か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町9番地
ホーチキ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,270,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市上京消防署に設置されている自動火災報知設備を改修するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は京都市上京消防署に設置されている自動火災報知設備を改修するものである。
当該設備は、機器の取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていない。
事故や誤作動等を防止する観点から、当該設備製造者であるホーチキ株式会社と、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	3,312,400	
計			3,312,400	
共通費				
共通仮設費	1	式	135,021	
現場管理費	1	式	1,398,985	
一般管理費等	1	式	893,594	
計			2,427,600	
工事価格	1	式	5,740,000	
消費税等相当額	1	式	574,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	6,314,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A 9 1 1 A：ひえい）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年8月13日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年12月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
64,656,900円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西京消防署整備工事ただし、給油設備改修工事
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和6年9月17日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府久世郡久御山町田井東荒見27番地1
株式会社トミナガ
- 6 契約金額（税込み）
6,325,000円
- 7 契約内容
京都市西京消防署に設置されている給油設備を改修するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市西京消防署の地下タンクは、株式会社トミナガにより設置されたもので、取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されている。
今工事についても、独自ノウハウにて工事することが不可欠であり、事故や誤作動等を防止する観点から、同社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	4,631,970	
計			4,631,970	
共通費				
共通仮設費	1	式	126,386	
現場管理費	1	式	478,012	
一般管理費等	1	式	933,632	
計			1,538,030	
工事価格	1	式	6,170,000	
消費税等相当額	1	式	617,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	6,787,000	

